

廃棄物一次撤去計画

1. 撤去範囲

平成24年度までの原状回復対策は、次表のとおりであるが、汚染拡散防止対策が完了するまでの平成16年度から平成18年度までは、一次撤去として、遮水シート上にあり、撤去作業に伴う地下水汚染の懸念のないAエリアの廃棄物を撤去する。

表 原状回復事業 年度別工事計画

項目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25～	備考	
	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度			
汚染拡散防止対策	応急表面遮水工 浸出水処理施設 浸出水調整施設 浸出水導水施設 防災調整池		鉛直遮水工 場内道路工 表面遮水工 浸出水集排水施設 浸出水沈砂池 場内雨水貯留池 廃棄物仮置場整備										
	浸出水処理施設稼働 →												
廃棄物の撤去	A エリア 仮置場 33,000m ³ 中間処理場 63,000m ³		E エリア 12,000m ³		D エリア 212,000m ³		C エリア 136,000m ³		F エリア 59,000m ³		B エリア 156,000m ³		対象区画のシートを剥がして廃棄物を撤去

撤去作業計画

											計	
撤去量(m ³ /年)		17,820	41,040	37,140	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	95,900	671,400	廃棄物撤去量
撤去量(t/日)		210	210	210	446	446	446	446	446	446		671,400m ³
搬出車両台数(台/日)		21	21	21	45	45	45	45	45	45	45	浸出水
												19,800m ³

一次撤去	全体撤去
浸出水 19,800m ³ を併せて撤去	廃棄物を撤去。浸出水は処理施設で処理。

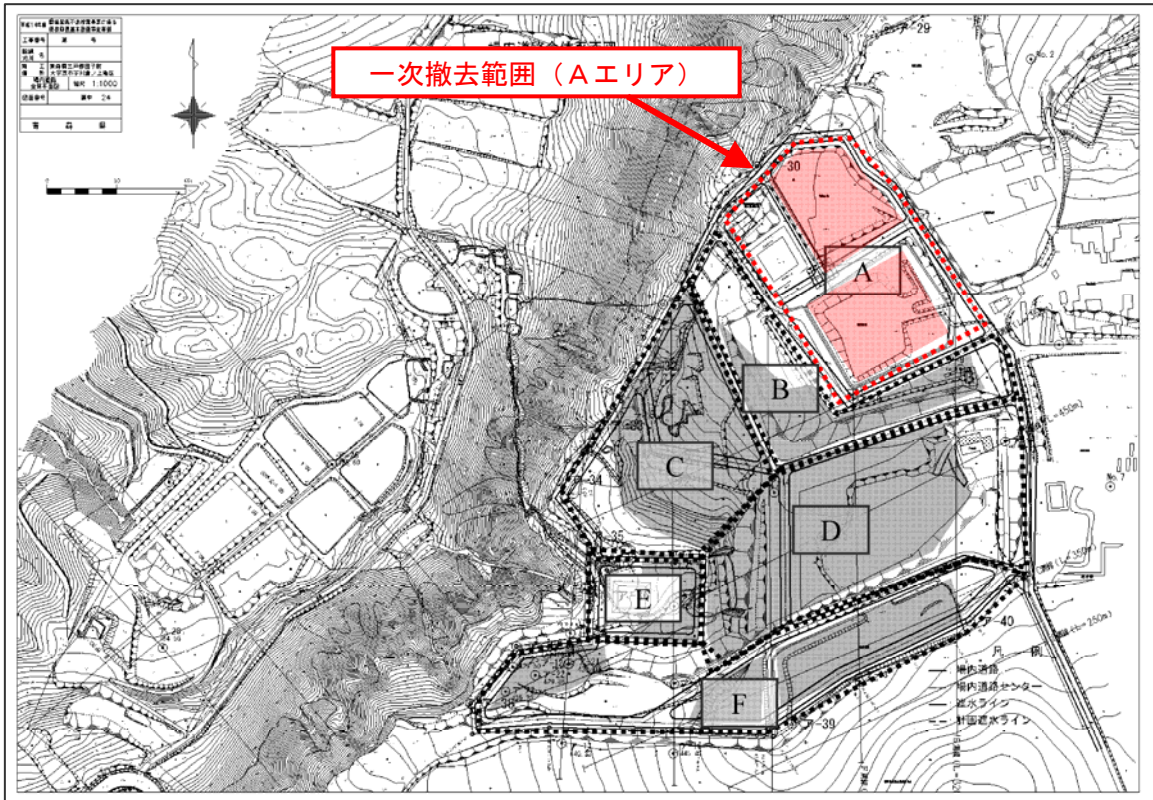
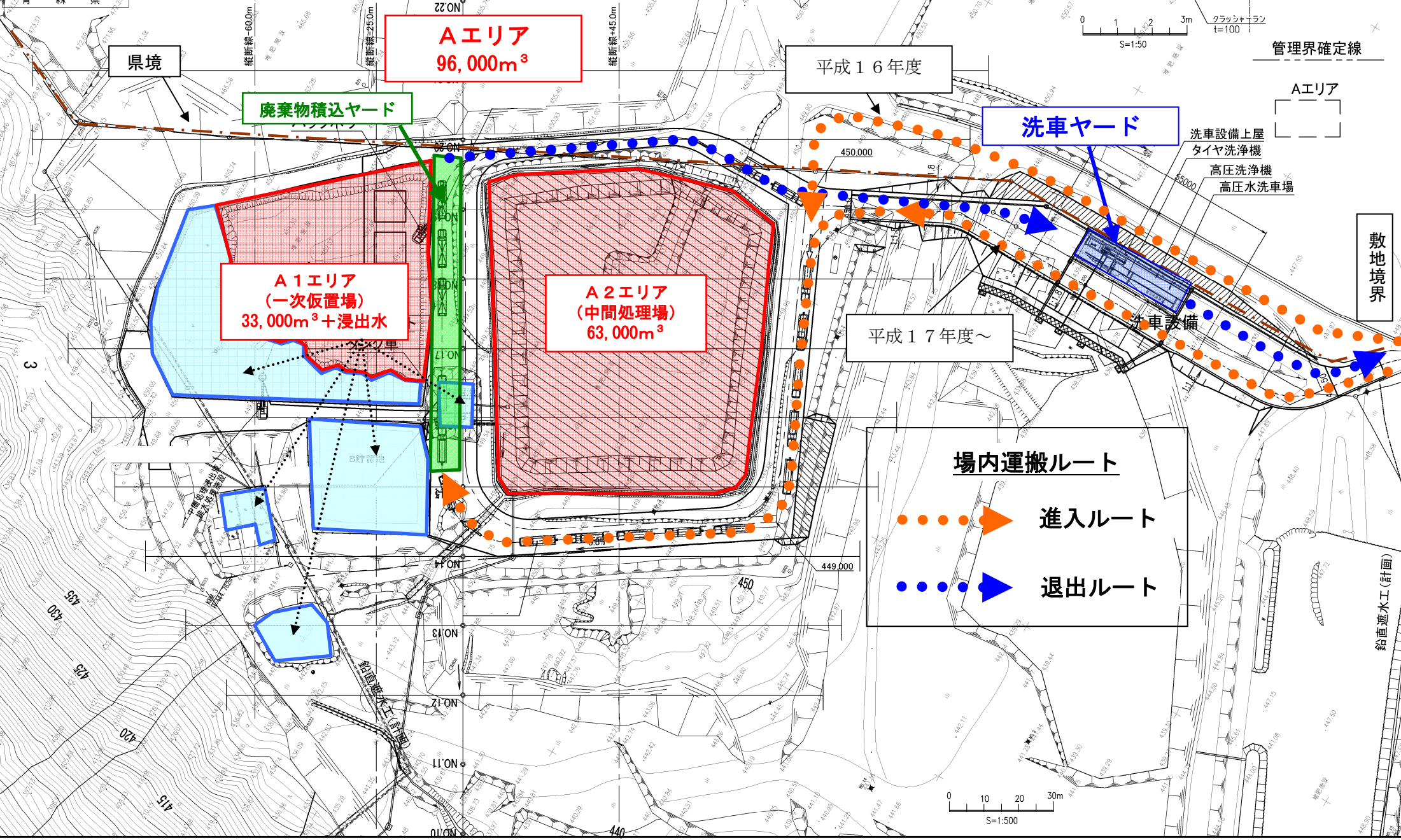
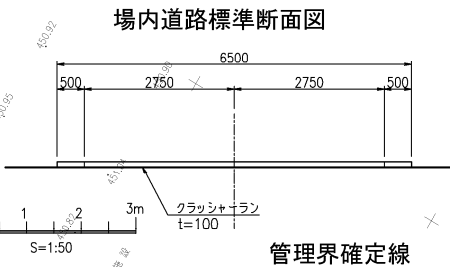


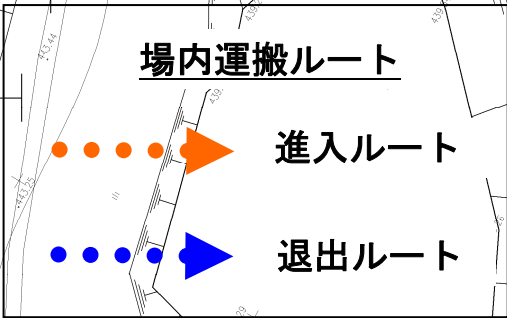
図1 Aエリア位置図

平成15年度	第3号 環境再生不投案事案に係る
工率番号	第 号
工事名	環境再生不投案事案に係る廃棄物一次撤去工事
施設	青森県三戸郡田子町 大字及市川倉ノ上地内
計画	業務工率平面図(その1) 縮尺 1:500
図面番号	3
青森県環境再生対策室	
青森県	

図2 一次撤去概要図



洗車設備上屋
タイヤ洗浄機
高圧洗浄機
高圧水洗車場

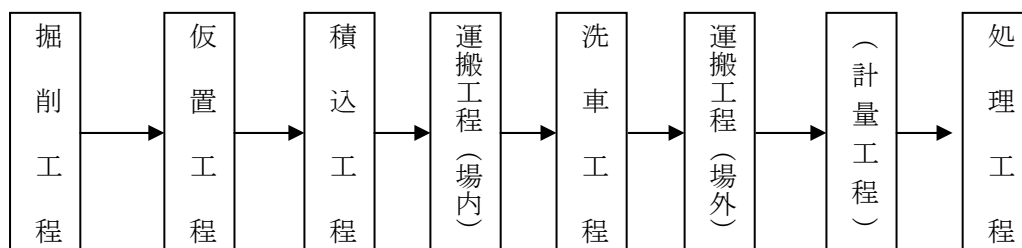


2. 撤去対象廃棄物等

一次撤去対象廃棄物は、一時仮置場の堆肥様物約 33,000m³、中間処理場の堆肥様物約 63,000m³、エリア内浸出水（滞留水）とする。

3. 撤去フロー

撤去作業フローは次のとおりとする。



4. 撤去順序

撤去順序は次のとおりとする。



5. 場内運搬ルート

場内運搬ルートは、敷地入口より進入し、中間処理場の周辺をループ状に走行する。ループ部は、2車線一方通行とし、運搬車両車線と管理・追抜車線に区分する。一方通行とすることにより、場内での事故可能性を削減させる方針である。

6. 洗車計画

廃棄物運搬車両は、場内退出直前に洗車を行い、車両に付着している汚染物を場外へ移動させないものとする。

(1) 洗車フロー

タイヤ洗浄機で車輪を洗浄したのち、高圧洗浄機で車輪の仕上げ洗浄及び車輪以外（廃棄物の付着が認められる下回り及びボディー）の洗浄を行う。

(2) タイヤ洗浄機の種類

確実な洗浄が行えるように水噴射により洗浄するタイプ（湿式）とする。

(3) 洗浄水の処理

タイヤ洗浄機及び高圧洗浄の洗浄水は、浸出水処理施設稼働までの間は汲み取り方式とし、放流しない方式とする。

(4) 上屋の設置

廃棄物撤去工事は年間を通じて実施する予定であるため、冬季積雪時も洗車設備が問題なく使用できるように上屋を設ける。

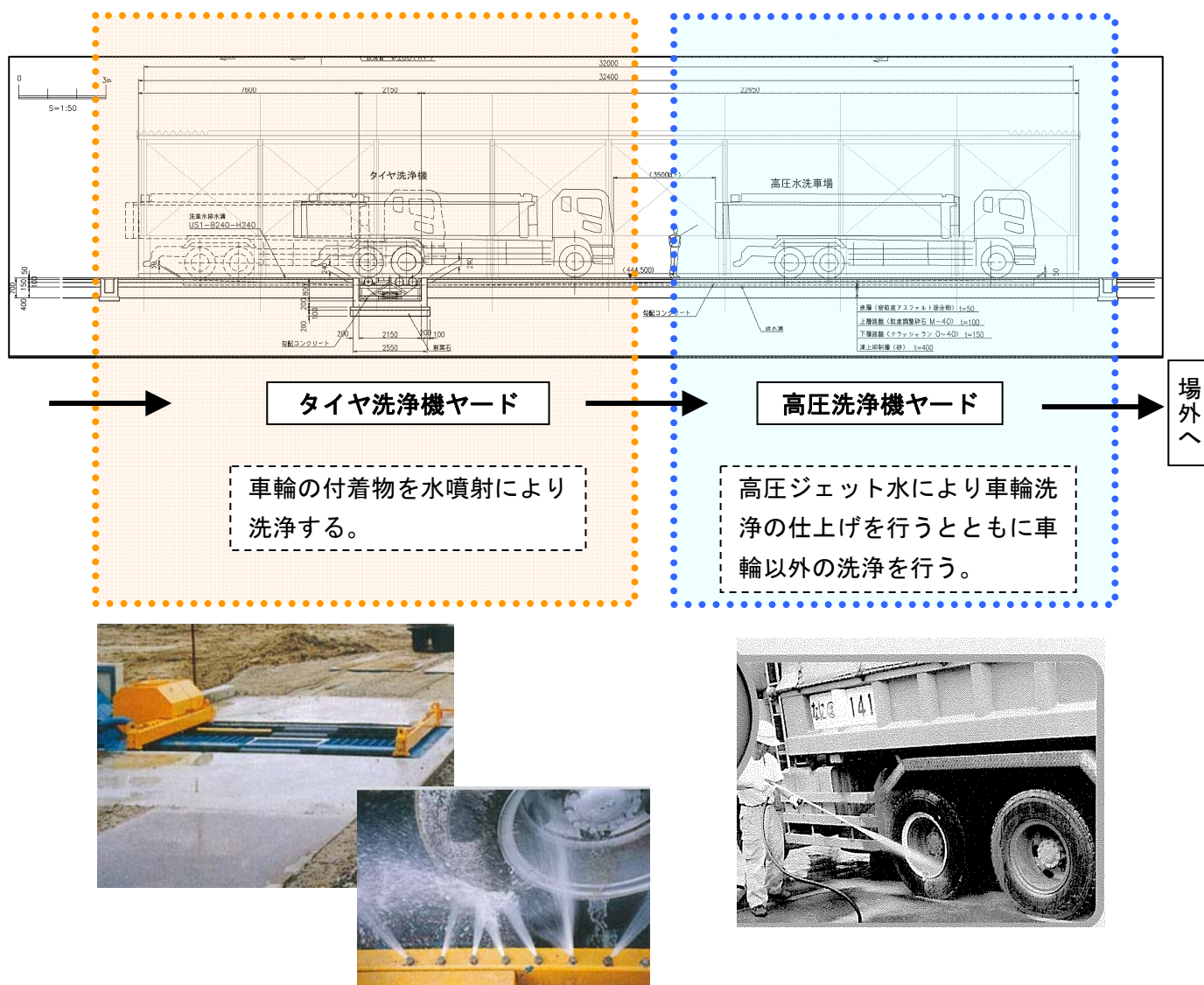


図3 廃棄物車両の洗車概要図

7. 運搬計画

(1) 運搬経路

運搬ルート確定は、搬出先となる中間処理施設決定後となるが、田子町内の交通量調査を実施し、その結果に基づき、安全面等から最も効果的な経路を選定する。

(2) 運搬時間

学童等の安全対策に配慮し、収集運搬業者に対して運行時間を制限するほか、特に交通安全上の配慮が必要な箇所については、道路交通法による規制以上の安全運転を義務づけることとする。

(3) 運搬車両

運搬の過程で、強風・強雨等の際でも飛散流出の危険性のない密閉型の荷台を有する

車両を用いるものとし、シート覆いによる平積み車両での運搬は行わない。

(4) 運行管理

運搬車両は複数台のグループ単位で移動し、運行の過程を逐次連絡（双方向）する体制を整備し、車両運行の適切な運行管理を行う。

(5) 事故時の対応

万が一の横転等の事故時の廃棄物飛散に対応できるような現状復帰体制（清掃車両の整備など）を整備する。



図4 運搬車両例

8. 中間処理

処理にあたっては、自区内で処理することを基本として、既存の廃棄物処理施設において、「焼却」「焼成」「熔融」のいずれかの加熱処理を行うこととし、廃棄物の性状に応じ、許可を有する処理業者に委託し、廃棄物処理法の基準に従って適正に処理し、県は排出事業者として適正処理の確認（立入調査等）を行う。